

御坊市農水産業継続支援 3 r d 事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油や物価高騰の影響を受けた農水産業事業者の事業の継続を支援するとともに、地域経済の消費活性化を促進するため、農水産業事業者向けの御坊市農水産業継続支援クーポン券 3 r d (様式第1号。以下「クーポン券」という。)を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定取引」とは、クーポン券を対価の弁済手段として使用される農業や漁業の用に供する資材又は燃油等物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入をいう。

2 この要綱において「特定事業者」とは、特定取引を行い、受け取ったクーポン券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(交付対象者の要件)

第3条 クーポン券の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年4月1日（以下「基準日」という。）時点において本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内で農業若しくは漁業を営む個人事業者又は市内に本店（本社）を有する農業若しくは漁業を営む法人で、代表者が基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 令和6年分の農業若しくは漁業に関する所得の確定申告をし、若しくは令和7年度市民税・県民税申告において農業若しくは漁業に関する所得を申告している者又は基準日において個人事業の開業届出及び法人設立届出をしている者

(3) 引き続き農業又は漁業を継続する意思がある者

(クーポン券の交付等)

第4条 市は、この要綱の定めるところにより、交付対象者1人につき30,000円分のクーポン券を交付する。

2 クーポン券の1枚当たりの額面は、1,000円とし、10枚綴りを3組として交付する。

(クーポン券の使用範囲)

第5条 クーポン券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 クーポン券の使用期間は、令和7年7月1日から同年12月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用されたクーポン券の額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者は上回る額に相当する金銭の支払いをクーポン券の利用者に対し行わないものとする。
- 4 クーポン券は、転売、譲渡、換金及び目的外の使用を行うことができない。
- 5 クーポン券は、交付された本人又は代理人に限り使用することができる。
- 6 クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することができない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する設備を設けて客に射幸心をそそぐおそれのある遊戯をさせる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等公租公課
 - (6) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
 - (7) 公序良俗に反するもの

（交付申請）

第6条 交付対象者でクーポン券の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、郵送により御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、農業及び漁業並びに個人及び法人との重複しての申請はできない。

- 2 前項による申請期間は、令和7年5月19日から同年6月30日までとする。
（代理人によるクーポン券の交付申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日において申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市は、代理人が前項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、クーポン券の交付を決定し、申請者に対し御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd交付決定通知書（様式第3号）及びクーポン券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、申請者に対し、必要な資料の提出を求めるものとする。

(特定事業者の登録)

第9条 市は、別に定める募集要領を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に対し御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd特定事業者登録証明書（様式第4号）を交付する。

(特定事業者の責務)

第10条 特定事業者は、特定取引においてクーポン券の受け取りを拒んではならないこと、クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築すること、その他前条の募集要領に定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が前条の募集要領に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(クーポン券の換金手続)

第11条 市は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、当該特定事業者に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 特定事業者は、御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd換金請求書（様式第5号）に令和7年12月31日までの特定取引において受け取ったクーポン券を添えて、市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは、1月以内に特定事業者の指定する口座に振り込むものとする。

4 特定事業者は、令和8年1月30日までにクーポン券の換金を請求しなければならない。

(クーポン券に関する周知)

第12条 市長は、御坊市農水産業継続支援3rd事業の実施に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請内容に不備等があった場合の取扱い)

第13条 交付申請者が第6条の規定による交付申請を行った後、内容に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないなど、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、令和7年12月31日までにクーポン券を交付された者が交付対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることが判明したときは、その時期に応じて、次のとおり対応するものとする。

- (1) クーポン券を使用する前にあつては、返還対象者にクーポン券の返還を求める。
- (2) クーポン券を使用した後にあつては、返還対象者にクーポン券を使用した金額の返還を求めるとともに、引き続きクーポン券を所持している場合には前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。